

令和6年度韓国「Travel Show2024」出展事業
委託業者選定に係るプロポーザル実施要領

本事業は、富山県と石川県が連携して、韓国で開催される旅行博「Travel Show2024」へ出展し、韓国の消費者に向けて、自然や食、アウトドア、文化等の観光魅力をPRすることで、認知度向上と地方旅行に関心の高い訪日リピーター層の誘客拡大を図るものである。

1 委託業務

(1) 業務名

令和6年度韓国「Travel Show2024」出展事業

(2) 業務内容

別添「仕様書（案）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年11月29日（金）まで

2 提案上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

3 選考の流れ

令和6年 6月3日（月）：実施要領等の公表

6月10日（月）：質問の提出期限（正午まで）

6月17日（月）：プロポーザル参加申込書提出期限（正午まで）

6月24日（月）：企画提案書の提出期限（正午まで）

7月上旬：審査結果の通知、事業開始

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関し質問のある者は、本要領に定める質問票（様式1）により提出すること。

(1) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問票提出】令和6年度韓国「Travel Show2024」出展事業」とすること。

【宛先】石川県国際観光課 アジア誘客戦略グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 提出期限

令和6年6月10日（月）正午まで

(3) 回答方法

電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

5 プロポーザル参加条件・提出書類

(1) プロポーザル参加条件

本プロポーザルへ参加できる者は、以下の条件をすべて満たすこととする。

- ① 企画提案書の提出期限までに「平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）」に基づき、令和 6 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していない者であること。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 類似業務の受注実績が過去 5 年以内にあり、確実に業務を履行できる者であること。

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式 2）

イ 会社概要及び業務実績（様式 3）

(3) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】令和 6 年度韓国「Travel Show2024」出展事業」とすること。

【宛先】石川県国際観光課 アジア誘客戦略グループ宛

k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 提出期限

令和 6 年 6 月 17 日（月）正午まで

※電子メールの受信後、石川県国際観光課から受信確認のメールを送付する。

6 企画提案書の提出

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類（以下2点 [ア、イ]）

ア 企画提案書の提出について（様式4）

イ 企画提案書（様式任意。ただし以下を条件とする。）

・サイズ：A4（縦）

・頁数：20頁程度（表紙含む）

※提案内容を分かりやすく簡潔に記載すること。

※提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。

・文字：本文11ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く）

・要領：データ量は原則10MB以内に収めること。

10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

企画提案書については、以下の項目に従い作成すること。

① 業務内容に関する具体的な企画案

・別紙「仕様書（案）」中の「事業目的」をより効果的に達成することができる企画案とすること。

・仕様書（案）に記載した事業項目及び事業内容を原則とするが、これによらない提案も受け付ける。

・企画案によりどれだけの事業成果が見込まれるのか、可能な範囲で（目標値）を明記すること。各成果指標の把握手法についても記載すること。

② 作業工程

・業務の進め方、スケジュールに関する考え方を明記すること。

③ 業務実施体制

・予定人数を含め、担当業務ごとに詳細に記載すること。

④ 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性を記載すること。（様式不問）

（業務範囲に旅行業に該当する行為を含む場合は、旅行業の登録番号）

・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（i）～（iii）が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（ii）に限る。

（i）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

（ii）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

（iii）「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

⑤ 参考見積及びその内訳

- ・経費見積りは、それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

(2) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【企画提案書提出】令和6年度韓国「Travel Show2024」出展事業」とすること。また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

【宛先】石川県国際観光課 アジア誘客戦略グループ宛
k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp (TEL) 076-225-1128

(3) 提出期限

令和6年6月24日(月)正午まで

(4) 留意事項

- ア 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- イ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。
- ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- エ 提出後のデータの差し替えや修正は一切認めない。
- オ 石川県国際観光課から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

7 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

8 審査方法

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

イ 審査基準

審査項目	評価基準
1. 業務内容の理解度	(1) 業務目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。 (2) 要請する内容を満たしているか。
2. 提案内容の創造性	(1) 提案された手法・メニューに創造性があるか。 (2) 提案された手法・メニューに十分な効果が見込まれるか。
3. 提案内容の的確性	(1) 提案された手法・メニューの実現可能性はあるか。 (2) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か
4. 業務遂行の確実性	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。 (2) 事業実施スケジュールは妥当か。

- ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。
- エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。
- オ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。
- カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。
 - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

9 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で委託者と契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(3) 契約に用いる通貨および為替変動

契約は日本円で行い、為替変動による契約額の改定は行わない。

(4) その他

受託候補者と委託者との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

富山県情報公開条例、石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。